

○可児市市民公益活動災害補償制度取扱要綱

昭和 61 年 3 月 25 日

訓令甲第 8 号

改正 平成 8 年 4 月 1 日訓令甲第 8 号

平成 12 年 4 月 1 日訓令甲第 7 号

平成 14 年 4 月 1 日訓令甲第 20 号

平成 15 年 7 月 1 日訓令甲第 29 号

平成 20 年 4 月 1 日訓令甲第 12 号

平成 21 年 4 月 1 日訓令甲第 18 号

平成 24 年 3 月 30 日訓令甲第 33 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、市民団体等が市民活動中に不測の事故により、当該活動の参加者（以下「参加者」という。）又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、指導者等が法律上の賠償責任を負った場合及び指導者等又は参加者が急激かつ偶然な外来の事故等によって死亡し、又は傷害を負い若しくは特定疾病を発症した場合に市民公益活動災害補償制度（以下「災害補償制度」という。）をもってこれを補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民団体等 市内に活動の拠点を置き、市民により自主的に構成された団体又は市民活動の実践に責任を負う者をいう。
- (2) 市民活動 無報酬（実費弁償を除く。以下同じ。）で行う日本国内の活動で、次のいずれかに該当するものをいう。ただし、営利、政治及び宗教に関する活動を除く。
  - ア 市民団体等が行う公益性のある活動で、別表第 1 に定める活動
  - イ 市が行う事業のうち、この号アに定める活動に類する活動
  - ウ その他特に公益性のある活動
- (3) 指導者等 市民団体等において市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。

(保険契約)

第 3 条 市は、災害補償制度を実施運営するため、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険に係る契約を締結する。

(対象事故)

第 4 条 災害補償制度の対象となる事故は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 損害賠償責任事故 市民活動中に、指導者等の過失により、参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、当該指導者等が被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故
- (2) 傷害事故 市民活動中（指導者等が定めた集合、出発又は解散場所と指導者等又は参加者の住居との通常の経路往復中を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故

(熱中症、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒(以下「熱中症等」という。)によるものを含む。)で、指導者等又は参加者が死亡し、又は負傷したもの

(3) 特定疾病事故 次に掲げる事故(当該事故に係る疾病の発症について医師による認定を受けたものに限る。)

ア 市民活動中に、急性虚血症心疾患、急性心不全等の急性心疾患又はくも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患(以下「急性疾患等」という。)を発症したことにより、指導者等又は参加者が死亡し、又は病院に搬送された後、退院することなく発症の日から30日以内に死亡した事故

イ 市民活動中に、急性疾患等及び熱中症等以外の疾患(急性アルコール中毒、麻薬中毒等、社会通念上認められない行為により発症したものを除く。)を発症したことにより、指導者等又は参加者が発症してから24時間以内に死亡した事故(当該疾患により死亡したことが医師の診断により明らかであり、かつ、死亡原因となる疾患名が特定できるものに限る。)

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当する事故については、補償しない。第3条に規定する保険契約に係る保険約款において免責とされる事故についても、同様とする。

(1) 次に掲げる損害賠償責任事故

ア 指導者等の故意によるもの

イ 地震、噴火、洪水、津波又は高潮によるもの

ウ 指導者等とその同居の親族との間の損害賠償に係るもの

エ 指導者等が所有、使用又は管理する車両に起因するもの

オ 狩猟に起因するもの

(2) 次に掲げる傷害事故

ア けんか、自殺又は犯罪行為によるもの

イ 地震若しくは噴火又はこれらによる津波によるもの

ウ 参加者又は指導者等の故意によるもの

エ 参加者又は指導者等の脳疾患、疾病又は心神喪失によるもの

オ 傷害が他覚症状のないむちうち症又は腰痛であるもの

カ 山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、飛行船搭乗その他これらに類する危険な運動によるもの

キ 自動車、原動機付自転車若しくはモーターボートによる競技(自動車又は原動機付自転車を用いて道路上で行う場合を除く。)又は飛行機の操縦によるもの

(損害賠償責任事故の補償限度額)

第6条 損害賠償責任事故の補償限度額は、損害賠償金及び保険会社が認めた費用につき5,000円を超える部分のうち、次の各号に掲げる金額を限度とした額とする。ただし、食中毒事故(異物混入事故を含む。)等の生産物事故に係る補償限度額は1事故の金額を、保管物(貴重品を除く。)の事故に係る補償限度額は1,000万円をそれぞれ保険期間中の

支払限度額とする。

- (1) 身体の事故に係る補償限度額 1名につき 6,000 万円。ただし、1事故につき2億円を限度とする。
- (2) 財物の事故に係る補償限度額 1事故につき 100 万円
- (3) 保管物の事故に係る補償限度額 1事故につき 100 万円  
(傷害事故の死亡補償額)

第7条 指導者等又は参加者が、傷害事故を原因として当該事故の日から起算して180日以内に死亡したときは、その者の法定相続人に対し、死亡補償金 500 万円（熱中症等によるものは 300 万円）を支払うものとする。

(傷害事故の後遺障害補償額)

第8条 指導者等又は参加者が、傷害事故を原因として当該事故の日から起算して180日以内に後遺障害を生じたときは、その者に対し、後遺障害補償金を支払うものとする。

- 2 後遺障害補償金は一時金とし、その額は 500 万円（熱中症等によるものは 300 万円）に別表第2に定める障がいの区分に応じそれぞれ同表に定める割合を乗じて得た額とする。

(傷害事故の入院、通院補償金及び手術補償金の額)

第9条 指導者等又は参加者が、傷害事故を原因として生活機能又は業務能力の滅失又は減少を生じた場合において、当該事故の日から起算して7日以後においてもその状態にあるときに限り、その者に対し入院補償金又は通院補償金を支払うものとする。

- 2 入院補償金及び通院補償金の額は、入院又は通院した治療日数1日につき、入院補償金にあつては事故の日から起算して180日を限度として3,000円、通院補償金にあつては事故の日から起算して180日までの間において90日を限度として2,000円とする。
- 3 入院補償金が支払われる場合、その傷害の治療のため手術を受けたときは、手術の種類に応じて、第3条に定める保険契約に係る保険約款に定める額を手術補償金としてその者に支払うものとする。

(特定疾病事故の死亡補償額)

第9条の2 指導者等又は参加者が特定疾病事故を原因として死亡したときは、その者の法定相続人に対し、死亡補償金 50 万円を支払うものとする。

(事故報告)

第10条 市民団体等は、市民活動中に事故が発生したときは、事故発生日から起算して14日以内に事故報告書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 所属団体又は個人の概要が把握できる資料
- (2) 事故発生状況等が説明できる資料
- (3) 事故発生当日の指導者等及び参加者の名簿
- (4) 負傷者（死亡者）又は被害者が20歳未満の場合は、健康保険証等保護者との関係が分かる書類の写し

- 2 前項の規定にかかわらず、入院等同項の期限内に事故報告書が提出できない特別な事情がある場合に限り、事故発生日から14日を超えて事故報告書を提出することができる。この場合においては、事故報告書に事故報告遅延理由書（別記様式第2号）を添付する

ものとする。

(判定)

第 11 条 市長は、前条の事故報告書が提出されたときは、当該事故が市民活動中の事故であるかどうかを判定し、市民活動中のものであると認めるときは保険会社に対して保険金請求書兼事故証明書（別記様式第 3 号）を交付する。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、当該事故が市民活動中の事故であるかどうか判定が困難な場合には、可児市市民活動事故判定委員会（以下「事故判定委員会」という。）に諮るものとする。

(事故判定委員会)

第 12 条 前条第 2 項の判定を行うため、本市に事故判定委員会を置く。

2 事故判定委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長には市民部長、副委員長には地域振興課長をもって充てる。

4 委員には、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 生涯学習文化係長

(2) スポーツ振興係長

(3) 福祉政策係長

(4) 地域医療係長

(5) 行政係長

(6) 委員長が指名する連絡所長

5 委員長は、会務を総理する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 13 条 災害補償制度に関する事務及び事故判定委員会の庶務は、地域振興課において行う。

(補償金の請求)

第 14 条 損害賠償責任事故による補償金は、指導者等と被害者との間で、法律上の問題が解決した後、指導者等が保険会社に請求するものとする。

2 傷害事故及び特定疾病事故に係る補償金の請求は、死亡補償にあつては死亡した指導者等又は参加者の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては指導者等又は参加者が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めた後に、補償金等請求書に必要な書類を添付し市長に請求するものとする。

(1) 後遺障害補償に係る補償金 当該障害の症状が固定した後

(2) 入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金 入院又は通院が終了した後

3 市長は請求を受けた補償金相当分を保険会社に保険金として請求し、保険会社が当該保険金を市が指定した口座に振込んだ場合は、これをもって補償金の支払いに代えることができる。

(準用規定)

第 15 条 この訓令に定めるもののほか、保険契約に適用される約款及び特約条項の規定を準用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

(保険期間の特例)

2 昭和 61 年度に限り、第 4 条中「毎年 4 月 1 日の午後 4 時」とあるのは「昭和 61 年 4 月 1 日の午前 0 時」とする。

付 則 (平成 8 年訓令甲第 8 号)

この訓令は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 12 年訓令甲第 7 号) 抄

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 14 年訓令甲第 20 号)

この訓令は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (平成 15 年訓令甲第 29 号)

この訓令は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 20 年訓令甲第 12 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行し、施行日以後に発生した事故について適用する。

附 則 (平成 21 年訓令甲第 18 号)

1 この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

2 改正後の可児市市民活動災害補償保険取扱要綱の規定は、施行日の午後 4 時以後に発生した事故について適用し、同日の午後 4 時前に発生した事故については、なお従前の例による。

附 則 (平成 24 年訓令甲第 33 号)

1 この訓令は、平成 24 年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

2 改正後の可児市市民公益活動災害補償制度取扱要綱の規定は、施行日の午後 4 時以後に発生した事故について適用し、同日の午後 4 時前に発生した事故については、なお従前の例による。

別表第 1 (第 2 条関係)

活動の種類	活動の内容
地域社会活動	自治会、自治連合会、まちづくり協議会等の活動のうち、会議への参加、清掃、草刈り、防災訓練、防犯パトロール、祭りの準備又は開催、運動会の準備又は開催その他これらに類するもの
青少年育成活動	清掃、パトロール、見守り活動その他これらに類するもの
社会教育活動	スポーツ又は文化活動の指導、技術講習会の準備又は開催その他これらに類するもの
社会福祉・社会奉仕活動	福祉施設援護活動、ホームヘルプ、ガイドヘルプ、手話通訳、移送サービスその他これらに類するもの

別表第2（第8条関係）

後遺障害補償金支払区分

1 眼の障がい

- (1) 両眼が失明したとき。……100%
- (2) 1眼が失明したとき。……60%
- (3) 1眼の矯正視力が0.6以下となったとき。……5%
- (4) 1眼の視野狭窄（正常視野の角度の合計の60%以下になった場合をいう。）となったとき。……5%

2 耳の障がい

- (1) 両耳の聴力を全く失ったとき。……80%
- (2) 1耳の聴力を全く失ったとき。……30%
- (3) 1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解せないとき。……5%

3 鼻の障がい

- (1) 鼻の機能に著しい障がいを残すとき。……20%

4 咀嚼、言語の障がい

- (1) 咀嚼又は言語の機能を全く廃したとき。……100%
- (2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障がいを残すとき。……35%
- (3) 咀嚼又は言語の機能に障がいを残すとき。……15%
- (4) 歯に5本以上の欠損を生じたとき。……5%

5 外貌（顔面、頭部又は頸部をいう。）の醜状

- (1) 外貌に著しい醜状を残すとき。……15%
- (2) 外貌に（顔面においては直径2cmの瘢痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。）を残すとき。……3%

6 脊柱の障がい

- (1) 脊柱に著しい奇形又は著しい運動障がいを残すとき。……40%
- (2) 脊柱に運動障がいを残すとき。……30%
- (3) 脊柱に奇形を残すとき。……15%

7 腕（手関節以上をいう。）脚（足関節以上をいう。）の障がい

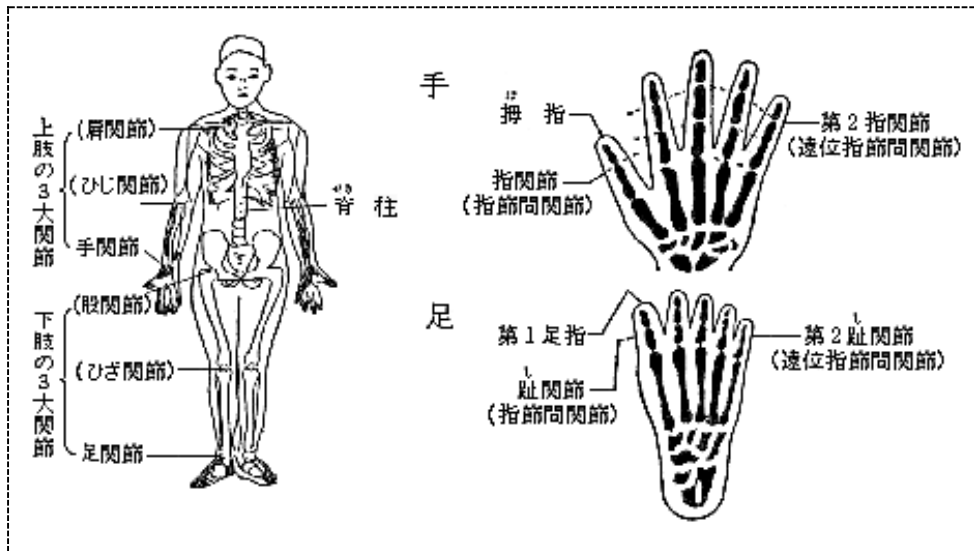
- (1) 1腕又は1脚を失ったとき。……60%
- (2) 1腕又は1脚の3大関節中の2関節又は3関節の機能を全く廃したとき。……50%
- (3) 1腕又は1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき。……35%
- (4) 1腕又は1脚の機能に障がいを残すとき。……5%

8 手指の障がい

- (1) 1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき。……20%
- (2) 1手の拇指の機能に著しい障がいを残すとき。……15%
- (3) 拇指以外の1指を2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。……8%
- (4) 拇指以外の1指の機能に著しい障がいを残すとき。……5%

9 足指の障がい

- (1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき。……………10%
  - (2) 1足の第1足指の機能に著しい障がいを残すとき。……………8%
  - (3) 第1足指以外の1足指の第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき。………5%
  - (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障がいを残すとき。……………3%
- 10 その他身体の著しい障がいにより終身自用を弁ずることができないとき。……………100%
- (注1) 第7項、第8項及び第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいう。
- (注2) 関節などの説明図



別記様式第1号（第10条関係）

事故報告書

年 月 日

可児市長 様

団体名  
 代表者名 ㊟  
 住 所  
 電 話

活動中に、下記の事故が発生しましたので、可児市市民公益活動災害補償制度の適用を受けたく、報告します。

事故種別	1. 損害賠償責任事故 2. 傷害事故	負傷者 (死亡者) 又は 被害者	氏名・ふりがな 年齢 ( 歳 ) 男・女
事故発生日 時	年 月 日 午前 ・ 午後 時 分頃		住所 (〒 - )  (電話 ( ) )
事故発生場所	施設名		生年月日 年 月 日 保護者名 (未成年の方のみ記入してください。)
当日の指導者等	氏名 年齢 ( 歳 ) 男・女	身体傷害の状況	傷病名
	住所 電話 ( )		キリ傷・打撲・骨折・脱臼・ねんざ 腱断裂・やけど・その他 ( )
	氏名 年齢 ( 歳 ) 男・女		治療期間 (延 日間) 確定 入院 / ~ / (実 日間) 見込
	住所 電話 ( )		(延 日間) 確定 通院 / ~ / (実 日間) 見込
	氏名 年齢 ( 歳 ) 男・女		病院名
	住所 電話 ( )		住所 電話 ( )
当日の活動名		財物損害の状況	財物名
			損害額 円 確定 見込
事故発生の状況 当日の活動内容及びいつ、どこで、だれが、なぜ、どのようにして事故にあったかを詳しく記入してください。			事故発生現場の見取り図

添付書類

- 1 団体の概要を把握できる資料
- 2 事故発生状況等が説明できる資料
- 3 当日の指導者等及び参加者の名簿
- 4 20歳未満の未成年の方は、補償金の請求・受領ができませんので、保護者との関係を示す健康保険証等の写しを添付してください。

受付 課



様式第2号（第10条関係）

事故通知遅延理由書

年 月 日

可児市長 様

団体名  
代表者名  
住 所  
電 話

㊟

負 傷 者 ( 死 亡 者 ) 又 は 被 害 者	フリガナ 氏 名	年齢 歳 性別 男・女
	保護者氏名（未成年の場合のみ記入）	
	住 所 電 話	
事故発生日時	年 月 日	午前 時 分頃 午後

下記の理由により事故通知が遅延しましたので、報告します。

(理由)

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

様式第3号（第11条関係）

保険金請求書兼事故証明書

年 月 日

御中

可児市長 

- 1 下記の事故について、可児市市民公益活動災害補償制度に従い、必要書類を添付のうえ保険金を請求します。保険金は、下記補償金請求者の指示する口座にお支払いください。当該制度による補償金の支給については、同口座への振込みを持って終了したものとします。
- 2 下記の事故は、市民活動中の事故であることを証明します。

記

市民団体等	団体名	代表者名
	住 所	TEL
補償金 請求者 (負傷者)	氏 名	生年月日
	住 所	〒
		TEL
事故発生 日 時		
事故発生 場 所	所在地	施設名
事故の状況		
	(賠償事故の場合) 被害者について	住所 氏名 TEL